

# 配偶者暴力防止法が改正

## 配偶者からの暴力「DV」(ドメスティックバイオレンス)は犯罪です

長い間、夫婦の間で暴力があっても家庭内のもめ事として見過ごされてきた。しかし、暴力はどんな関係であっても許されるものではなく、犯罪です。「配偶者からの暴力」が犯罪であることを明確にした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる「DV防止法」が、13年10月に施行されてから3年が経過しました。以来、DVに対する認識が少しずつ広まり、東久留米市男女平等推進センターをはじめとする各相談窓口や配偶者暴力支援センター等への配偶者からの暴力に関する相談が増加してきています。

同法は、今年6月、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、「保護命令」の拡充などを盛り込んだ一部改正が行われ、12月から施行されます。今号では主な改正点を紹介します。

### 主な改正点

#### 「配偶者からの暴力」の定義が拡大

改正法では、「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義され、「身体に対する暴力」とされた従来の定義が拡大されます。また、従来は「配偶者」の定義を「夫」のみならず「婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」としていた点を、改正法ではさらに「離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力または言動」も「配偶者からの暴力」に含まれるものとしました。

#### 保護命令制度が拡充

元配偶者に対しても保護命令が

裁判所は、生命または身体に危害を加えられることを防止するため、被害者からの申し立てにより保護命令を出すことになっていますが、改正により、元配偶者から引き続き被害を受ける恐れが大きい場合にも、保護命令の申し立てができることになりました。

被害者と共に生活の本拠として同居している徘徊(はいかい)を禁止する保護命令が、被害者の配偶者、被褥者身辺につきまったり、住居や勤務先など通常被害者がいる場所の付近の子(15歳以上のときは、その同意がある場合に限る)を配偶者が連れ戻す疑いがあるような言動を行っているなどの事情があるため、被害者がその未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止する必要が認められるときは、裁判所は被害者への接近禁止命令と併せて被害者の子への接近禁止命令を出すことができるようになります。

退去命令の期間が拡大  
退去命令は、その期間が2週間から2カ月間に延長されました。

退去命令の再度申し立てが可能に  
退去命令の期間内に被害者が転居を完了できないなど、

近を徘徊したりすることが禁じられるとともに、被害者と共に生活の本拠にしている住居から退去することを命じられますが、改正によりその住居付近の徘徊も禁止されることになりました。

DVは身体的暴力だけではなく、さまざまな形で繰り返しの精神的「性的」等の行為も含まれます。脅す(殴るしぐさをしたり凶器を見せつけたりして威嚇する)、言葉の暴力(怒鳴るのしる、悪口・欠点などをあげつらったり侮辱的な言葉で人格をおとしめる、ささいな非を責めたり、何を言っても無視し続ける)、監視(部屋に力をつけて閉じ込める、外出したり家族や友人との付き合いなどを制限し孤立させる、社会的な活動をすることを禁止する、生活費をわずかしら渡さなかったり使途を細かくチェックする、仕事を妨害して経済的に従属させる)性的暴力(望まない行為を強要する、避妊に協力しない)、嫌がらせ(相手の大切にしている物を壊す、相手が可愛がっている動物を虐待するなど)

一人で悩まず相談を!  
こんなところで相談できます。費用は無料。プライバシーは厳守されます。

配偶者暴力相談支援センター  
東京都女性相談センター  
電話相談 毎日、午前9時～午後9時(年末年始を除く)  
東京都女性相談センター  
電話相談 月曜～金曜日の午前9時～午後8時(祝日、年末年始を除く)  
東京都女性相談センター  
電話相談 月曜～金曜日の午前9時～午後8時(祝日、年末年始を除く)  
東京都女性相談センター  
電話相談 月曜～金曜日の午前9時～午後8時(祝日、年末年始を除く)

## 17年4月入所の申し込み受け付け

### 保育所

12月2日(木)  
10日(金)

市内にお持ちの方は、17年1月1日現在の資産の所有状況を1月31日までに申告していただくことになっております。申告用紙は、12月初めに届くように発送しましたが、「償却資産」をお持ちの方で用紙が届かない場合はご連絡ください。詳しくは課税課家屋資産係 ☎70・7727へ。

### 償却資産(固定資産税)の申告は1月31日までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いる機械・器具・備品等の有形資産のことです。これらの「償却資産」を



市たばこ税は、たばこの消費に対して掛かる税金です。市たばこ税は、市内で購入したたばこ1000本に付き2977円の税が入ります。この税は、たばこが買われた所の市の収入となつて皆さんの暮らし

に役立てられています。15年度には6億4699万円もの市への収入があります。市民1人当たり56人95円の収入となります。たばこを買うときはできるだけ市内で買いたく、詳しくは課税課市民税係 ☎(内線2331)へ。

### 認可保育所一覧

保育所名	保育年齢	所在地	電話番号
上の原保育園	1歳～5歳	上の原2-2-4	71-5722
ひばり保育園	1歳～5歳	南沢4-7-18	63-6655
さいわい保育園	1歳～5歳	幸町1-17-1	73-3923
たきやま保育園	0歳～5歳	滝山6-1-2	73-3920
はくさん保育園	0歳～5歳	下里3-2-23	73-9643
みなみ保育園	0歳～5歳	南町1-7-5-101	63-4350
しんかわ保育園	0歳～5歳	新川町1-1-12	74-6654
はちまん保育園	0歳～5歳	八幡町2-14-22	73-7930
まえさわ保育園	0歳～5歳	前沢1-5-30	73-7910
ちゅうおう保育園	0歳～5歳	中央町1-2-4	75-0561
久留米みのり保育園	0歳～5歳	大門町1-3-4	73-1000
あそか保育園	0歳～5歳	下里4-1-21	73-3971
しおん乳児保育園	0歳～4歳	滝山7-5-12	73-4133
下里しおん保育園	0歳～5歳	下里7-8-20	74-2910
くるみ保育園	0歳～5歳	柳窪2-15-6	74-5307

0歳児保育は、公立保育所では入所時に6カ月以上の乳児、私立保育所では入所時に2カ月以上の乳児が対象です。たきやま保育園は公設民営です。ひばり保育園は18年4月1日に移転新設し公設民営になります。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、学童保育所(学童クラブ)の17年度入所の申し込みを受け付けます。学童保育所(学童クラブ)は、両親など保護者の方が勤めていたり、病気などの理由で、小学校低学年のお子さんの放課後の世話ができない場合に、保護者に代わって専門の職員が児童を保育指導する施設です。今入所の対象となるのは、来年4月の小学校新1年生、新3年生の児童です。【日時】17年1月4日(火)～11日(火)【曜日】祝日は除く【申し込み】17年1月4日(火)～11日(火)【申し込み時間】午前8時～午後5時(6日～11日は午前9時～午後5時)【申し込み場所】市役所1階(内線2331)へ



市では、学童保育所(学童クラブ)の17年度入所の申し込みを受け付けます。学童保育所(学童クラブ)は、両親など保護者の方が勤めていたり、病気などの理由で、小学校低学年のお子さんの放課後の世話ができない場合に、保護者に代わって専門の職員が児童を保育指導する施設です。今入所の対象となるのは、来年4月の小学校新1年生、新3年生の児童です。【日時】17年1月4日(火)～11日(火)【曜日】祝日は除く【申し込み】17年1月4日(火)～11日(火)【申し込み時間】午前8時～午後5時(6日～11日は午前9時～午後5時)【申し込み場所】市役所1階(内線2331)へ

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度下半期(16年10月～17年3月)の申し込みを受け付けます。詳しくは保育課管理係 ☎70・7745へ。